教育総務課

I 概要

「教員の資質向上・教育制度あり方検討会議提言」に基づき46項目について、取組の方向性、平成25年度上半期・下半期と平成26年度の具体的な取組内容等を定める。

Ⅱ 構成

- 1 不祥事再発防止のための取組
- (1)教育委員会の対応力の強化
- (2) 開かれた学校運営体制の整備
- (3) 研修等による教員の資質向上
- (4) 採用・人事についての対応
- (5) 教員・学校評価についての対応
- 2 不祥事発生後の適切な対応のための取組
- 3 教育現場の教職員をサポートするための取組

Ⅲ 実施状況

◆実施済 5項目

- ・寄宿舎の管理体制等の見直し
- ・懲戒処分を受けた教職員に対する研修の実施
- ・国に対する定数改善についての働き掛け
- ・不祥事を起こした教員の確実な引継ぎ等
- ・公表ガイドラインの策定

◆着手済 <u>25項目</u>

- ・行動計画の策定・実施とモニタリング体制の確立
- 研修体系作成会議の開催
- ・採用・人事についての県と市町村のワーキンググループの設置
- ・評価制度改善のための有識者会議の開催
- ・特別支援相談体制の充実 など

◆行動計画を踏まえ検討 16項目

- ・教員の通報・相談体制の整備
- ・教育委員会・学校のコンプライアンス体制の構築
- ・優秀な講師の優先的な採用の可否の検討
- ・不祥事を起こした教員の処遇基準の制定
- ・危機管理対応マニュアルの見直し など

「実施主体」凡例 県:県教育委員会 地:市町村教育委員会 学:学校

								地:中町村教育安貝会 字:字校 		亚 成 :	25 年 度	·施」凡例 ②: 美施済 ①: 有于済 』		
番号	Р	内	容		責任者	関係者	主体	現状と課題	取組の方向性	上半期(4~9月)	下半期(10~3月)	平成26年度	備考	実施
5-1	53	【行動計画の策定・制の確立】 ①提言に基づく施策計画を策定 ②行動計画の進捗行関を設置	の実施に _「	句けた行動	教育総務課	義務 高校 特支 学 世代	県	①行動計画を策定中 ②第三者機関を設置	・行動計画を策定し、第三者機関を設けて進捗管理等を行う	①【着手済】行動計画を策定(7月) ②【着手済】第三者機関を設置(6月 17日)、進捗管理等		>		0
1 7	下祥		つための	取組										
(1)教	対育委員会の対	対応力の	強化										
1-9	15	【通報・相談制度の! 不祥事を発見した勢相談できる制度(外る仕組みを含む)の	は職員が安々 部の専門家		教育総務課	義務 高特 大 大 大 大 手	県	・原則として校長・教頭等に報告・相談しているが、必ずしも十分に報告・相談が行われているとは言えない面がある ・不祥事を発見した教員が通報・相談できる、外部の専門家が関与する窓口はない	・外部の専門家が関与する仕組みを検討し、制度を構築	・外部の専門家が関与する通報・相談制度のあり方の検討・他の通報・相談制度との調整	・予算措置を伴う場合は予算要求	・H26.4までに通報・相談制度を構築 ・して運用を開始。教職員に対し周知	・他の通報・相談制度との共通運用が可能であれば、当該制度の中で運用	Δ
1-10	16	【市町村教育委員会制の構築】 外部視点を踏まえたするプログラムの策第 委員会に外部関係等シス委員会(仮称)を	:形で不祥! 定・実施(市 者を含めた:	事防止に関	義務 教育 課	総務 次世代	地	・市町村教育委員会にコンプライアンス委員会があるかどうかの確認はできていないが、市町村立小・中・特別支援学校には、教職員が構成メンバーの非違行為防止委員会がある・小規模自治体等、コンプライアンス委員会を設けることが難しいと思われる市町村がある	・ 県教育委員会のコンプライアンス体制や他県の 事例を踏まえながら、市町村教育委員会に対し コンプライアンス体制の整備を働きかけ	・県教育委員会のコンプライアンス体制の確認、他県先行事例等の情報収集 ・市町村教育委員会のコンプライアンス体制について検討		・県教育委員会のコンプライアンス体制を踏まえ、市町村教育委員会にコンプライアンス体制の整備を働きかけ		Δ
1-13 1-32 1-33	17 24	【県教育委員会のコ構築】 ①不祥事発生時にから正確な実態を担止策を検討する体制 ②不祥事発生時に、 ②不祥事発生時に、 任ある対応 ③県教育委員会のに ス委員会」(仮称)を	外部専門家 理屋し、的確 別の構築 おける教育	に相談しな な再発防 委員会の責	教育総課	義務 高校 特支 次世代	県	①②不祥事発生時には、市町村立学校は市町村教育委員会が県教育委員会と協力して、県立学校では県教育委員会が主体となり、不祥事の内容によっては検証委員会を設置して対応しているが、再発防止策の議論・検討が不十分③外部の有識者で構成するコンプライアンスに関する組織は設けていない	③県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討し、必要に応じ予算要求 ①②県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校や市町村教育委員会と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施		③必要に応じ予算要求	・県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校等と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施	二次提言を受け	Δ.
1-27	21	【児童生徒の相談窓関の設置】 保護者・児童生徒の権侵害に関する調査 して、外部に第三者	相談窓口、 査・救済等を	子どもの人 :行う組織と	義務 教育 課	総務 高校 特支 次ども	県	・教育機関や全学校に相談窓口を設置し、児童 生徒や保護者に周知している ・相談窓口を教育委員会の外に設置すべきとの 意見がある	・「長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える 会」の議論をもとに設置が検討されており、第三 者機関設置後は周知を図る	・【着手済】「長野県子どもの育ちを支えるしくみを考える会」の検討状況の確認	・「長野県子どもの育ちを支えるしく みを考える会」の議論をもとに設置が 検討されている第三者機関につい て、目的・対象等を確認し調整	・第三者機関設置後は保護者・児童 生徒に周知		0
1-31	23	【教育委員会の体質 づくり】 教育委員の責任ある 分反映できるよう、表 改善と機能的な体制	る意見が教 対育委員会	育行政に十	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	地	・事務局による学校支援(校長からの相談に積極的に対応、問題教職員の相談窓口の設置)、教育委員による現場視察・地域との懇談等に取り組んでいる・教育委員の責任・役割について、現行の制度の中でどのようなことが可能か検討が必要	・事務局による学校支援、教育委員による現場視察・地域との懇談等を引き続き実施 ・教育委員の責任・役割については現行制度の中で可能なことを検討し、実施 ・併せて国の教育再生実行会議の第二次提言を受けた法改正の行方を注視し対応	・ イターカー では、		>	・教育委員会については、国の教育再生実行会議の第二次提言を受けた法改正の行方を注視し対応	0
1-34	25	【先進的事例の共有 学校運営の先進的が 教育委員会内での対	な取組事例	の市町村	義務 教育 課	次世代	学地	・先進的な学校運営事例の共有化が必要	・先進的な取組事例を収集・整理し、モデルとして広く周知	・県内の先進的な事例をモデルとして市町村教育委員会への情報提供		>		Δ
(2) 屏	かれた学校選	営体制	の整備	•									
1-4 1-25	14 20	【校内のコミュニケー ①ベテラン教職員が対し、一方的な指導通しのいい、適切なりやすい環境を作り。 ②学校内でのコミュ	経験の浅い をするので コミュニケー ながらサポ・	↑教職員に はなく、風 -ションが取 -ト	支援	義務 高校 次世代	学	めているが、学校により取組の程度に差がある ・多忙化等により自然にコミュニケーションがとれ	例等について校長間等で情報を共有 ・校内研修手引書を活用した研修等を通じて校 内コミュニケーションを向上	・引き続き、先進的な事例、上手く 行っている事例等について校長間等で情報を共有 ・【着手済】校内研修活性化委員会 において効果的な校内研修の事例 の収集と研究 ・【着手済】県立高校のICT環境整備	•校内研修手引書の作成	・校内研修手引書を活用した研修を 通じて校内のコミュニケーションを向 上		0
1-11 1-12	16	【学校のコンプライブ ①小中学校にコンフ 置 ②県立学校のセクシ 止委員会等に外部院	プイアンス /ュアルハラ	担当者を配スメント防	高校 教育 課	総務 義務 特支 次世代		為防止委員会が置かれている	①小中学校にコンプライアンス担当者を配置するよう働きかけ ②現場の実態を踏まえながら検討し、可能な学校から試行的に実施する		②試行的実施校の拡大、実施校における検証・改善、必要に応じ予算要求	①小中学校の校務分掌にコンプライアンス担当を位置付けるよう働きかけ ②外部関係者を加えたコンプライアンス委員会を全県立学校で整備	①各小・中学校の コンプライアンス 担当者設置につ いて調査(27年度 から)	

「実施主体」凡例 県: 県教育委員会 地: 市町村教育委員会 学: 学校

番号	Р	内	容		関係者		現状と課題	取組の方向性	平 成 : 上半期(4~9月)	25 年 度 下半期(10~3月)	平成26年度	備考	実施
1-16	18	【管理職の選任要件に 追加】 校長・教頭の選任要件 ント能力を選任要件に	井の明確化、マネジ		義務 特支 次世代	(E	・選任要件の中に学校運営能力を入れている	・選任要件の中で「マネジメント能力」を一層明確化・重視し、周知していく	・「マネジメント能力」の定義を含め、管理職の昇任選考実施要項の変更を検討・実施	1 TM(10 '07)	>		Δ
1-19	19	【児童生徒の将来を記 地域住民や保護者が 将来のあるべき姿を語	教職員と児童生徒の	文化 財·生 涯学 習課	義務 高校 特支 次世代	県学地	・一部の学校では保護者・地域による学校支援・ 学校運営参画の仕組みができており、その中で 語る場が設けられている所もある ・取組を広めていくためには、市町村、市町村教 育委員会、学校、PTAの理解が必要	・「信州型コミュニティスクール創造事業」を実施し、モデル地区を支援しながらその取組を広報・市町村、市町村教育委員会の理解を得ながら、また学校やPTAと連携しながら推進	・【着手済】モデル地区を選定・支援	○信州型コミュニティスクール創造 事業の推進 ・市町村への働き掛け ・指導主事等による学校訪問 ・コーディネーターの研修 ・モデル地区の取組を広報し、広く 取組を促す	・市町村・市町村教育委員会の理解を得ながら、また学校やPTAと連携しながら信州型コミュニティスクール創造事業のモデルを拡大	H29年度に全小中学校で語り合: る場の設置を目す	えっ
1-20	19	【管理運営情報の開え 学校の管理運営情報		義務育課	高校 特支 次世代	学	・ホームページ等で管理運営情報を開示しているが、学校により取組に差がある ・効果的な開示方法の検討が必要	・積極的に管理運営情報の開示に取り組んでいる学校の紹介と併せ、市町村教育委員会等を通じて必要な情報の開示を依頼	・HPや学校だより等を活用して積極的に情報開示している学校から、情報開示の内容と方法について情報発信・HPや学校だよりなどにより積極的に開示することを市町村教育委員会・各学校に依頼				Δ
1-24	20	【適正な組織体制の核業務が教頭に集中しっ 適正な組織体制につい	ている実態を踏まえ	特別 支教育 課	義務 高校 次世代		・小・中・特別支援学校では実情を踏まえ教頭を 複数配置している学校がある ・高校については実情を踏まえ複数教頭制等の 組織体制のあり方の検討を始めている ・他の教員も多忙であり、教頭に過度に業務が集 中しない体制等が構築しにくい	・適正な組織体制について引き続き検討	・【着手済】実情を踏まえ適正な組織 体制のあり方について引き続き検討		>		0
1-26	21	【児童生徒の校内相記 わいせつ行為等につ 備及び児童生徒に対	いての相談体制の動	義務 教育 課	総務 高校 特支 次世代		・全ての学校に相談窓口を設置し、児童生徒や保護者に周知しているが、日常的な利用の働き掛け・周知が不十分	・児童生徒に応じた様々な方法により相談窓口の幅広い利用について児童生徒・保護者に周知・啓発するよう、市町村教育委員会、学校等に依頼	・【着手済】相談窓口の利用について学校訪問等で確認・校長講話、学校要覧、学校便り等により相談窓口の幅広い利用について児童生徒・保護者への周知の徹底を依頼	・相談窓口の周知・利用についての 改善点と改善例について調査し、市 町村教育委員会、学校等に発信	・25年度と同様に継続して行う		0
1-28	21	【校内施設の適正管理 ①特別教室・研究室だな管理と安心・安全の ②今後の学校の新築 かれた構造への見直し	よど学校施設の適正 再点検 ・改築に当たって、[又饭	義務 高校 次世代	県学地	①日常的な校内体制の中で適正な管理に努めているが、不祥事を防ぐことができる仕組みが必要 ①学校によって実施状況に差がある ②新築・改築の際には、学校の意見を聞きながらよりよい構造となるよう検討している ②限られた財源の中で老朽施設の改築の予算化が困難	①各校のコンプライアンス委員会等で仕組みの 内容を検討し、校内の不祥事発生を抑止する力 を高める ①先進的な取組事例について情報を共有 ②新築・改築の際には開かれた構造を検討する とともに、市町村立学校について同内容を市町 村教育委員会に要請	①【着手済】日常的な校内体制の中で適正な管理に努める ①先進的な取組事例について情報を共有し、各校での取組を促す ②県立学校は新築・改築にあたって「開かれた構造」となるよう配慮、市町村立学校は市町村教育委員会に対し要請	①各校のコンプライアンス委員会等で日常的な取組の中で不祥事を防ぐことができる仕組みを検討	→ ①検討結果に基づき仕組みを改善 →		0
1-30	22	【寄宿舎の管理体制等特別支援学校寄宿舎の見直し		特別 支 教 課	次世代	子	・「寄宿舎管理運営指針」に基づき各校で「寄宿舎管理運営計画」を策定して各校で点検等を行い、県教育委員会事務局が実施状況等を確認・寄宿舎の安全体制を十分確保するための人的配置、施設設備が必要	・施設設備の改善・人的配置・勤務システムの見直し	・【実施済】「寄宿舎管理運営指針」 (3月28日)に基づき各校で「寄宿舎 管理運営計画」を作成し計画に沿っ て各校で点検等を実施、県教育委 員会が実施状況等を確認	・寄宿舎指導手引の改定 ・人的配置・勤務システムの見直し・施設設備の改善のための予算要求	>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>		0
((3) 矽	所修等による教員	員の資質向上										
1-1	12	【ミッション・基本的理: 教員のミッション・教職 念を自覚・実践してい 組の義務付けの検討	員としての基本的理 くための定期的な取	教学 指導 課	義務 高校 特支 次世代	県学	・基本理念、ミッション、学校目標などについて周知・確認をしているが、自覚が足りない教職員が一部にいる ・年度の中途でミッション・基本理念を周知確認する機会が定期的に取れていない		·【着手済】教員研修体系作成会議				0
1-2	12	【子どもの人権を尊重 セクハラ・体罰防止をな 人権尊重に関する認識 の徹底の検討	含めた子どもたちの	教学 指導 課	義務 高校 特支 次世代	県学	・過去の体罰事案等を資料にした研修会を実施するなど、意識を高める取組を行っている・教職員数が多く、教職員一人ひとりの心に落ちた研修となりにくい。研修方法の工夫等が必要	# P TT In I \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	の中で検討(6月12日~) ・初任研スタート研修、5年研、10年研でコンプライアンス研修を実施(4・5月) ・教頭研究協議会で非違行為防止の取組について協議(8月)	・パブリックコメントを実施(10月) ・研修体系を作成(~11月) ・具体的な取組に向けた準備(12~ 3月)	・H26.4から新教員研修体系に基づく研修の中で取組を強化		0
1-3	13	ツ町思考刀を養りことかできるフロクフムや # '*	義務 高校 特世代	県学	・研修等を通じて育成できる部分もあるが、おおむね個々の努力に任されており、組織的・体系的な研修となっていない		Vノ4以が11(こ)V・(加 開致(0 月)				0		

「実施主体」凡例 県: 県教育委員会 地: 市町村教育委員会 学: 学校

				•		型: 巾町村教育安貝宏 字: 字校 		1	長旭」凡例 ◎: 美旭済 ○: 有于済 △	.113011日で四々	たん(実計)	
番号	Р	内 容	責任者	関係者	実施主体	現状と課題	取組の方向性	平 成 2 上半期(4~9月)	25 年 度 下半期(10~3月)	平成26年度	備考	実施
4-1	43	【研修体系の作成】 「長野県教員研修体系作成会議」(仮称)を 設置して教員研修体系を作成	教学 指導 課	次世代	県	・感情のコントロール、ストレスマネジメント、服務、コンプライアンス等の今日的な課題に対応した研修が十分でない	・「長野県教員研修体系作成会議」を設置し、教 員研修体系を作成	・【着手済】長野県教員研修体系作成会議の中で検討(6月12日~) ・初任研夏季研修でメディアリテラシー研修を実施(8月)	・パブリックコメントを実施(10月)・研修体系を作成(~11月)・研修体系を作成(~12月)	・H26.4から新教員研修体系に基づ 〈教員研修を実施		0
4-2	44	【指定研修の見直し】 指定研修として、「キャリアアップ研修」(仮称)を設定し、指定研修全体の見直し	教学 指導 課	次世代	県	・10年経験者研修以降、管理職研修以外の研修参加は、本人の自主性を尊重してきた・ライフステージに応じて指定研修全体の見直しを行う必要がある	・長野県教員研修体系作成会議の中で位置付ける	・【着手済】長野県教員研修体系作成会議の中で検討(6月12日~)	・研修体系に基づいた研修の準備 (12~3月)			0
4-3	46	【校内研修の活性化】 「校内研修活性化委員会」(仮称)において、「校内研修手引書」(仮称)を作成し、杉内研修を活性化	教学 指導 課	次世代	県学	・各学校で、校内研修の内容や方法を工夫してきた ・総合教育センター等の研修機関が、校内研修を活性化させる研修を実施してきた・日常的な教員同士の学び合いによる校内研修を活性化する必要がある	・校内研修を活性化させる手引書を作成する	・【着手済】「校内研修活性化委員会」で手引書の内容を検討(4月26日~)	・手引書を作成(~12月)・手引書の印刷、配布等(1~3月)	・H26.4から校内研修手引書を活用 した校内研修を全校で実施		0
4-4	48	【懲戒処分を受けた教職員に対する研修 非違行為を行い懲戒処分を受けた教職員 及び監督責任により処分を受けた管理監 督者に対する研修を実施	教学 指導 課	義務 高校 特支 次世代	県	・非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再 発防止研修実施要綱を作成し、研修を実施済		・【実施済】再発防止研修実施要綱 等を決定(5月16日) ・H25.5から懲戒処分を受けたすべ ての教職員に対し研修を実施		>		0
1-15	18	【処分実例の周知】 「懲戒処分等の指針」と懲戒処分の実例を 教員等に一層周知	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県学	・「懲戒処分等の指針」及び個々の懲戒処分の 概要をホームページで公表 ・「懲戒処分等の指針」と過去の懲戒処分事例を もとに各校で研修会を実施しているが、さらなる 周知の徹底が必要	・わいせつ行為等、体罰、飲酒運転等について新たな実例集を作成・周知	・【着手済】年度当初に「懲戒処分等 の指針」と懲戒処分の実例を周知 ・わいせつ行為、体罰、飲酒運転等 について新たな実例集を作成	・新たな実例集を周知			0
(4)	採	採用・人事についての対応	1	1				!				
2-1	28	【募集要項の整備】 「信州教育」の大切にすべき点と目指す教 員像(理念とミッション)に基づき募集要項 を整備	義務教育課	総務高校 特支 次世代	県	・採用選考募集要項の中の《こんな人を求めています》の欄に、目指す教員像を記載 ・採用時に共通認識となるよう、理念とミッションの明確化が必要	・長野県教員研修体系作成会議の検討結果を 基に要項の《こんな人を求めています》の内容 を改訂し、27年度採用選考募集要項を作成・整 備する	・【着手済】26年度の採用選考募集 要項の中の《こんな人を求めてい ます》の欄の目指す教員像を一部 改訂	・長野県教員研修体系作成会議の 検討結果を基に、要項の《こんな人 を求めています》の内容を抜本的 に改訂し、平成27年度採用選考募 集要項を作成、整備する	・5月に平成27年度採用選考の要項を発行		0
2-2	28	【面接方法や学力・面接試験の比重の研究・検討】 教員としての資質・人間性等を見極めるための面接方法のあり方の研究、学力試験と面接試験の比重のかけ方について検討	義務 教育 課	高校 特支 次世代	県	・学力試験で基礎的学力を把握し、面接試験で教員の適性度を把握 ・平成20~21年度に採用選考のあり方を改善し、 これまで実施 ・面接方法のあり方、学力試験と面接試験の比 重のかけ方について研究が必要	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設け、面接方法のあり方、学力試験と面接試験の比重のかけ方について研究し、その成果で可能なものから実施	みの調査や本県の採用の状況を分	・研究成果を基にできることから平成 27年度採用選考の基本案に反映	・平成27年度採用選考でできるものから実施 ・調査や分析結果を基に平成27年度採用選考の基本案を作成		Δ
2-3	28	【有能な講師の優先的採用】 有能な講師の優先的な採用の可否の検討	義務 教育 課	高校 特支 次世代	県	・3年以上講師経験のある者については一般教養を免除 ・公平性、平等性への配慮が必要	を設けて調査研究を行い、その成果について公	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置して情報を収集 し、他県の制度や本県の今までの実 績について調査研究を行い、可否を 検討		・検討結果に基づいて、平成27年度 ・ 以降の採用選考での実施の可否を 判断する		Δ
2-4	29	【定数改善の働き掛け】 国に対し小学校での教科担任制や専科制の導入、複式学級解消や中学校での非免許者による授業の解消に向けた定数改善について働き掛け	教育	総務 次世代	県	・小学校では音楽・理科を中心に教科担任制を 実施、複式学級解消及び中学校非免許解消は 加配教員により対応	・国に対し教員定数改善を要望	・【実施済】平成26年度予算に係る 国への要望の際に定数改善につい ても要望(6月中旬)	・国の動向を見て、必要に応じて要望			0
2-5	29	【正規採用を市町村教育委員会を含め判断する仕組みの研究】 条件付採用者の正規採用に当たって市町村教育委員会も含め複数者により判断できる仕組み等を研究	義務 教育	教学 次世代	県	・校長、教頭による評価を行っている ・市町村教育委員会の評価を加える仕組みの研 究が必要		・他県の情報を収集しながら県教育委員会事務局内のワーキンググループで検討し、研修内容と評価の観点の明確化・市町村教育委員会を含めた複数者による判断・評価の仕組みを研究	・研究を継続しながら、実施可能な評価システムを研究する	・研究成果を基に、実施可能なものを実施する		Δ

「実施主体」凡例 県: 県教育委員会 地: 市町村教育委員会 学: 学校

番号	В	内容	害红虫	関係者	実施	実施現状と課題	取組の方向性	平 成 2	25 年 度	平成26年度	備考	実施
田力	F	M 苷	貝讧1		主体		4×40シンプロリエ	上半期(4~9月)	下半期(10~3月)	十成20年度)佣 行	大心
2-6	29	【指導力不足教員の申請手続きの周知等】 等】 指導力不足等教員について、保護者から 指摘できることの周知及び申し立て窓口の 整備	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県学	・保護者に対し特段の周知は行っていないため、 保護者が申請できることが浸透していない ・県立学校は県教育委員会事務局担当課が、市 町村立学校は教育事務所が申請窓口となってい るほか、校長や市町村教育委員会が相談等の窓 口となっている ・現行の申請手続きについて検証が必要	・現行の申請手続きや申し立て窓口について検	・保護者が申請できることについて 周知 ・現行の申請手続き、申し立て窓口 についての検証	・判定委員からの意見聴取	→・必要に応じ、申請手続き等を変更		Δ
2-7	29	【宣誓内容の見直し】 採用時の宣誓書内容について、「信州教育」の大切にすべき点とめざす教員像を基 に検討	教育総務課	義務 高校 特支 次世代	県地	・新たに職員となった者は、条例に規定する様式により宣誓しているが、指摘の内容は盛り込まれていない ・宣誓書を変更する場合には、県・市町村の条例改正が必要	・第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項 に基づき設置するワーキンググループにおいて、	・【着手済】第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項に基づき設置するワーキンググループにおいて、内容等を検討				0
2-8	30	【別の市町村へ異動した際の宣誓】 市町村を越えて異動した場合、その市町 村へ宣誓書を提出	義務 教育 課	総務 次世代	地	・新規採用教員は在籍する市町村教育委員会に 宣誓書を提出しているが、他の市町村に異動し た際に宣誓書を提出しているかどうかの確認は できていない ・市町村条例の改正が必要となる場合がある	内容等を検討					0
2-10	30	【人事異動方針等の再確認】 人事異動は研修の面もある等の基本方針 を再確認	高校教育課	義務 特支 次世代	県学地	・校長を通じて各学校で人事異動方針等について毎年確認しているが、必ずしも教員の認識が十分でない面がある	・校長、市町村教育委員会を通じ、一層の周知を図る		・【着手済】人事異動方針等について周知を図る際に、校長、市町村育委員会等を通じて一層の浸透で図る(10月)	教		0
2-14	313234	【採用・人事システム等の検討】 ①採用及び人事異動の方針やシステムについての更なる検討 ②市町村教育委員会への人事権の移譲についての検討 ③学校長の公募及び責任の範囲について、市町村とともに研究	義務育課	次世代 市町村 分権室	県	①②義務教育関係教員の人事は校長・市町村教育委員会と県教育委員会が情報を共有し、連携して行っている ①少子化の進行、長野県の地理的な特性を踏まえた採用・人事システムについて研究が必要 ②人事権の移譲が実施可能か研究が必要 ③校長の公募は行っていない ③校長の公募、責任の範囲について研究が必要	・第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項 に基づき設置するワーキンググループにおいて 研究	・【着手済】第5回「県と市町村との協議の場」の確認事項に基づき設置するワーキンググループにおいて研究		>		0
2-12	31	【管理職の勤務年数の長期化】 校長、教頭の登用年齢の若返りを図り、一 校での勤務年数の長期化を可能とする	高校教育課	義務 特支 次世代	県地	・校長・教頭の登用年齢の若返り、一校での勤務 年数の長期化に取り組んでいる ・実情に応じて実施する必要がある	・引き続き実情に応じてこの方向で実施する	・【着手済】一校の勤務年数について、3~4年を標準として引き続き実施		>		0
2-13	31	【講師に頼った学校運営の見直し】 現状の非正規教員に頼る学校運営のあり 方について、予算面等も含め検討が必要	教育	総務 高校 特支 次世代		・少人数学級編制等のために教員を加配しており、結果として他県に比べて臨任の非正規教員の比率が高くなっている ・正規教員数の大幅な増加は困難だが、その割合をできるだけ高めるための研究が必要	・こまやかプラン、少人数学級編制事業など現状の取組を分析し、限られた予算の中で正規教職員の割合を高めるための方策を研究・文部科学省に、小学校2学年以降の35人以下学級実施のための、学級編制基準の法改正による見直しを求める	の割合を高めるための方策を研究 ・文部科学省に、学級編制基準の法		> 		Δ
(5)教	- 対員・学校評価についての対応	<u>,</u>						, 			
3-1	41	【評価制度改善の検討会議設置】 評価制度改善についての検討会議の設置	高校教育課	義務 特支 教学 次世代	県		・具体的な評価制度の改善等のための有識者会 議を設置して検討し、可能な改善策から実施	・【着手済】具体的な評価制度の改善等のための有識者会議を設置 ・有識者会議の開催(7月、9月、10 月、12月、2月)	・評価制度の改善について可能な のから随時試行実施	・試行を踏まえ随時実施		0

「実施主体」凡例 県: 県教育委員会 地: 市町村教育委員会 学: 学校

番号	Р	内 容		責任者	関係者	実施主体	現状と課題	取組の方向性	平 成 2 上半期(4~9月)	25 年 度 下半期(10~3月)	平成26年度	備考	実施
2	不祥	 事発生時の適切な対		1	1				_ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1 1 //// (10 0/1/		<u>I</u>	
1-5 1-8		【不祥事を起こした教員の処遇等①わいせつな行為等を起こした事的な措置②不祥事を起こした教職員の処での間の処遇基準の検討③わいせつな行為等を行った教化 ④体罰を行う教員への厳しい対	教員の人分決定まな員の厳罰	教育総課	義務 高校 特支 次世代	県	①②④人事的な措置、処分決定までの間の処遇、処分後の対応について基準がないため、その都度判断が必要となり、対応の統一性確保が難しい ③わいせつな行為を行った教員に対する処分の厳罰化は実施済	①②④人事的措置、事後の処遇、処分決定までの処遇について検討を行い、必要に応じて基準を制定 ③④わいせつな行為等や体罰を行った教員に対し、引き続き厳格な処分を適用	①②④過去の事例について検証し、 処遇基準を制定 ①②④処遇基準を適用 —— ③④引き続き厳格に処分 ——		>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>		Δ
1-6 1-18 1-17	15 19	【不祥事発生後の適切な対応の等】 ①不祥事発生後の対応等が不過合、学校管理者・教育委員会関する厳格な処分の適用のあり方で②不祥事防止、不祥事発生後の応のため、校長の権限と責任を呼	適切な場 係者に対 を明確化 ○適切な対	教育総課	義務 高校 特支 次世代	県	①不祥事発生後の対応等が不適切な場合、学校管理者・県教育委員会事務局職員については「懲戒処分等の指針」に沿って厳格な処分を適用 ②校長の権限と責任を明確にし周知を図っているが、徹底が不足している点がある	・引き続き厳格な処分を適用するとともに、監督 責任について処分実例を併せて説明するなど校 長研修等を通じ、さらに周知を徹底	・【着手済】引き続き厳格な処分を適用するとともに、校長の権限と責任について校長研修等を通じて周知を徹底				0
1-7	15	【不作為的行為の責任の検討】 不祥事を見て見ぬふりをする等の 的行為の責任についての検討	の不作為	教育総課	義務 高校 特支 次世代	県学	・不作為的行為がないよう校内研修等を行うとともに、あった際には指導をしている ・風通しのよい校内体制づくりが必要	・風通しのよい学校づくりを行うとともに、校内のコンプライアンス体制を整える	・校内研修等を通じて不作為的行為 がないよう引き続き周知 ・風通しのよい学校づくりを行うととも に、校内のコンプライアンス体制を順 次整備	・不作為的行為があれば責任について検討	>		Δ
1-13 1-32 1-33	17 24	※再掲【県教育委員会のコンス体制の構築】 ①不祥事発生時に外部専門家にがら正確な実態を把握し、的確か 止策を検討する体制の構築 ②不祥事発生時における教育委 任ある対応 ③県教育委員会の内部に「コンス委員会」(仮称)を設置	に相談しな な再発防 委員会の責	教育総務	義務 高校 特支 次世代	県	①②不祥事発生時には、市町村立学校は市町村教育委員会が県教育委員会と協力して、県立学校では県教育委員会が主体となり、不祥事の内容によっては検証委員会を設置して対応しているが、再発防止策の議論・検討が不十分③外部の有識者で構成するコンプライアンスに関する組織は設けていない	③県教育委員会におけるコンプライアンス体制について検討し、必要に応じ予算要求 ①②県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校や市町村教育委員会と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施	③県教育委員会におけるコンプライ アンス体制について検討	③必要に応じ予算要求	①②県教育委員会におけるコンプライアンス体制を整備した上で、不祥事発生時には学校等と連携しながら原因究明や再発防止策の検討を実施	生夫行云哉の先	<u>ل</u> (ک)
	17	【不祥事を起こした教員の確実な等】 ①問題を起こした教職員等に対の継続的な指導・監督及び教育支援 ②不祥事を起こした教員の異動ぎを確実に実施	する校長 委員会の	高校教育課	総務 義務 特支 次世代	県 学 地	①問題を起こした教職員等に対する指導・監督を校長に周知し、教育委員会が支援している ②懲戒処分については人事記録カードに記録 し、異動時には校長間・市町村教育委員会間で 引継ぎを実施している ①②確実な実施・徹底が必要	・より確実な実施・徹底	①【実施済】問題を起こした教職員等に対する校長の指導・監督、教育委員会による支援の徹底	②【実施済】異動時の校長間・市町村教育委員会間の引継ぎを徹底するとともに、県教育委員会が引継ぎを確認	>		0
1-35		【不祥事の公表ガイドラインの策不祥事の公表ガイドラインを早急全県的運用。懲戒処分時に指針目を明示し、懲戒処分手続きの確保	急に策定し 十の該当項	総務	次世代	県地	・「教職員の不祥事に係る公表ガイドライン」を策定済	・全県的運用が適切に図れるよう、引き続き市町 村教育委員会に協力を依頼	・【実施済】検討会議からの結果報告を受けて公表ガイドラインを策定し、統一的に運用(5月30日)・懲戒処分時に指針の該当箇所を公表				0
1-36	26	【危機管理対応マニュアルの見 不祥事発生時についての危機管ニュアルの見直しと周知徹底、過事・事故の再発防止策を学校・考 が共有し続ける仕組みづくり	管理対応マ 過去の不祥	教育	高校 特支 次世代	県学	・各校で危機管理マニュアルを定め、必要に応じて見直しを実施 ・不祥事発生時の危機管理対応マニュアルの見直しが必要 ・実際の運用が適切になされないケースがある	・情報を収集して参考例を学校に示し、不祥事発生時のマニュアルの見直しを促す ・模擬的に実施したり、実際に運用したケースを参考にするなどして一層の改善を図る	・不祥事発生時の危機管理マニュア ルづくりに向けての情報を収集し、 参考例を示す	・不祥事発生時の危機管理マニュアルの例を元に、学校へ見通しを持った見直しを促す ・模擬的に実施したり実際に運用したケースを参考にするなどして一層の改善を図る	・学校運営についての調査の中で、 マニュアルの見直し状況を確認		Δ
4-4		※再掲【懲戒処分を受けた教は する研修】 非違行為を行い懲戒処分を受け 及び監督責任により処分を受け 督者に対する研修を実施	けた教職員		義務 高校 特支 次世代	県	・非違行為により懲戒処分を受けた教職員の再発防止研修実施要綱を作成し、研修を実施済		・【実施済】再発防止研修実施要綱 等を決定(5月16日) ・H25.5から懲戒処分を受けたすべ ての教職員に対し研修を実施		>		(@)

「実施主体」凡例 県: 県教育委員会 地: 市町村教育委員会 学: 学校

番号	Б	ф	焃		まけま	對係者	実施	現状と課題	取织の大白州	平成2	25 年 度	亚代00年度	備考	実施
留写	P	内	容		貝仕名	自用流布	主体	現仏と話題	取組の方向性	上半期(4~9月)	下半期(10~3月)	平成26年度	1佣 右	夫他
3 学	校現場の	教職員	夏をサオ	ポートする	るため	の取組	l							
1-21	【業務の適 業務を適正 を確保する くり	E化し、児	童生徒とば 組を推進	句き合う時間 する体制づ	義務 教育 課	総高特教ス保次務校支学ポ厚世代	県学	・会議・部活動・行事・諸事業等の見直し、勤務時間記録の試行など、学校現場でさまざまな取組をし、また取組を促している・学校現場での取組は限界に来ており、総合的・抜本的な対策の策定と実施が必要	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設け、部活動についての検討委員会とも連携しながら、業務の適正化に向けた総合的な対策を検討	・県教育委員会事務局内にワーキンググループを設置し、業務の適正化に向けた問題点を整理	○ワーキンググループで協議した内容を関係機関に提示し意見聴取 ・教職員の勤務時間の記録 ・諸会議、部活動、諸事業等の見直 し等 →「業務の適正化に向けた総合的な対策」を策定	・各学校における業務の適正化に向けた取組の進捗状況等を訪問や調査等により確認		Δ
1-22	【教員の心(教員の心の 度の利用仮 対応	健康サス	ポートのたと	め、現行制 D工夫等の	保健厚生課	総務 義 高 特 世 代	県学	・複数の相談事業、研修事業をはじめ、教職員のメンタルヘルスに関するさまざまな事業を実施 ・各事業について、利用や参加を促進するため、 さらなる工夫や周知が必要	・研修事業について、日程等の見直しに加え、内容等を検討するとともに、利用・参加を促すための普及啓発を強化 ・併せて、学校安全衛生委員会の一層の活用を推進	・【着手済】研修事業について、教職員が参加し易い時期の実施や、開催案内方法及び実践で役立つ内容を取り入れる等の見直しを行う・【着手済】「相談案内カード」の全教職員への配布及び保健だよりでのメンタルヘルスに関する積極的な情報提供等、普及啓発を強化する・学校安全衛生委員会について、衛生管理者等の研修会での事例発表など、活性化の具体例を示し、委員会の機能向上を目指す		・25年度と同様に継続して行う		0
1-23	【教科指導 実】 特別な支援 る中で、教 く相談できる	爰が必要な 科指導・ ⁴	よ児童生徒 学級運営の	が増えてい	特支教課	義務 高校 教学 次世代	界	・特別支援学校のセンター的機能の充実により、各地区や各校の特別支援教育コーディネーターの専門姓の向上や校内相談委員会の充実が図られてきている ・発達障害等通常学級における特別な支援を必要とする児童生徒への学習支援体制が不十分であったり、学習指導等をサポートできる人材が不足している	・特別支援学校のセンター的機能を充実や研修を通して、校内外の相談システムの整備や、教員や各学校のコーディネーターの専門性を高めることで、発達障害等特別な支援を必要とする児童生徒への学習環境や相談体制を整備する	・【着手済】相談機能を充実(4月~)。より相談しやすい体制構築について、市町村教育委員会等と相談・協議・・【着手済】専門的職員養成のための研修の拡充・【着手済】通常学級における特別な支援が必要な児童生徒への学習支援体制を構築するための事業の充実	・連続的な教育体制整備としての通 級指導教室設置を検討 ・必要な人的措置の予算要求 ・特別支援学級運営ガイドラインの 作成(3月)	>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>		0